

## 利根町事業者支援一時金について



- ① 申請日において、1年以上継続して事業を営み、町内に主たる事業所を有する法人または個人事業主および町内に住所を有する個人事業主
- ② 前年の事業収入の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上であること
- ③ 営業時間短縮要請などの影響により、令和3年8月から9月までのいずれかの月の売上が、令和2年または令和元年の同月の売上と比べて20%以上減少しており、**「(1)営業時間短縮要請に協力した飲食店など直接取引がある事業者」または「(2)外出自粛により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者」**
- ④ 一時金受領後も事業を継続する意欲があること
- ⑤ 町税などを滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます）

### 利根町事業者支援一時金

町では、国および茨城県が行う営業時間短縮要請および不要不急の外出・移動の自粛要請を受け、令和3年8月から9月の売上が減少した中小企業者および個人事業主に対して一時金を支給します。

※営業時間短縮要請協力金および町の交通事業者支援金の受給者は除きます。

営業時間短縮要請などの影響を受けた中小企業者・個人事業主の方へ

#### ▼対象となる事業者

- ① 申請日において、1年以上継続して事業を営み、町内に主たる事業所を有する法人または個人事業主および町内に住所を有する個人事業主
- ② 前年の事業収入の平均月額が、法人は15万円以上、個人事業主は10万円以上であること
- ③ 営業時間短縮要請などの影響により、令和3年8月から9月までのいずれかの月の売上が、令和2年または令和元年の同月の売上と比べて20%以上減少しており、**「(1)営業時間短縮要請に協力した飲食店など直接取引がある事業者」または「(2)外出自粛により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者」**
- ④ 一時金受領後も事業を継続する意欲があること
- ⑤ 町税などを滞納していないこと（徴収の猶予が認められたものは除きます）

- ⑥ 令和3年8月6日から9月30日までの間に、国および茨城県から営業時間短縮要請などの影響を受けた事業者で、茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金および町の交通事業者支援金を受給していないこと。また、今後も受給する予定がないこと など
- ⑦ 一時金の支給は、1事業者につき1回限り
- ⑧ 申請期間 令和4年1月31日(日)
- ⑨ 申請方法（必要書類）  
「利根町事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）」にご記入のうえ、必要書類を添付して「利根町役場 まち未来創造課 課商工観光係」まで提出してください。その他、必要書類については町公式ホームページでご確認ください。

▼申請・問い合わせ先  
〒300-1696 利根町布川841-1  
利根町役場 まち未来創造課 商工観光係  
☎68-2211（内線244）

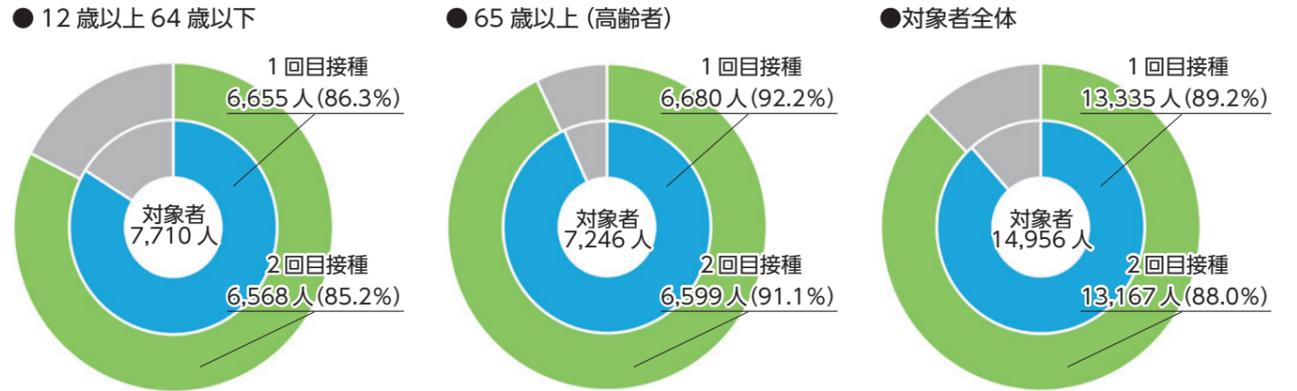


接種費用  
無料  
(全額公費)



## 新型コロナウイルスワクチン接種について

### ▶新型コロナウイルス接種状況（令和3年11月28日現在）



### ▶新型コロナウイルスの3回目接種について

新型コロナウイルスワクチンは、感染予防効果などは時間の経過に伴い徐々に低下することがさまざまな研究結果などから示唆されていることから、追加接種を実施するものです。

国では、これまで初回接種（1回目・2回目）完了から、原則8カ月以上の間隔をおいて追加接種（3回目）することとしていましたが、昨年12月に、8カ月以上の経過を待たずに追加接種を実施することに変更されました。

そこで、町では、国からのワクチンの供給量に応じ、初回接種完了から8カ月以上の経過を待たずに、接種券の準備ができれば追加接種のご案内を順次発送していきます。

- 追加接種対象者 初回接種（1回目・2回目）を受けた18歳以上の方
- 接種券発送時期 1月20日から、初回接種完了後7カ月以上経過した方に対して順次発送していきます。（予約の集中を避けるため、2回目接種月に応じて、月2回程度に分けて順次発送）  
※先行接種を受けた医療従事者などに対しては、すでに追加接種のご案内をしています。

#### 【注意】

- 利根町に転入される前に2回目接種を済ませている方は、利根町保健福祉センターへ申請が必要です。（申請開始時期は1月下旬以降の予定です。）
- 医療機関への入院患者や町外施設入所者などで1月20日以前に接種券が必要になる方は、利根町保健福祉センターまでご連絡ください。

- 予約方法 ※接種券が届いてからの予約になりますので、ご注意ください。  
電話予約 または Web予約（1月20日発送分の方は、1月24日から予約開始）

※詳細は、接種券に同封する案内によりご確認ください。

- 使用するワクチン（令和3年12月17日現在）  
ファイザー社ワクチン または 武田/モデルナ社ワクチン  
（接種量は、ファイザー社は初回接種と同量、武田/モデルナ社は半量）
- ・追加接種に使用するワクチンは、これまで接種したワクチンの種類にかかわらず、両者いずれかのワクチンを選択して接種できます。
- ・追加接種に使用するワクチンの現在の配分見通しは、35%がモデルナ社ワクチンの予定です。

※追加接種においては、初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNAワクチン（ファイザー社、武田/モデルナ社）を用いることが適当であるとされています。  
副反応に関しては、初回接種で報告されたものと同程度であり、交互接種と同種接種で差がなかったと報告されています。（厚生労働省 新型コロナウイルスワクチンQ&Aより）

▶問い合わせ先 利根町保健福祉センター ☎68-8291



『とねの穂』始めました!!

食味値の高い厳選された利根町産コシヒカリを100%使用しています。加熱殺菌処理で自然な食味となっており、安心して食べられるご飯です。左記店舗で購入できますので、ぜひご賞味ください!!

- ▼販売店舗など
- ・JA水郷つくば利根農産物直売所
  - ・移動販売「福の助商店」
  - ・カスミ 利根町店
  - ・セブンイレブン 茨城利根店

ふるさと納税の返礼品として提供しており、町外の方にもご好評を得ております。

▼問い合わせ先  
利根町社会福祉協議会 ☎68-7771